

産学官連携活動等に伴う利益相反に関する基本方針

大学は「知の拠点」として、そこで生み出された知的成果を社会に還元する責務を負う。そのため、大学および役員・教職員・学生（以下「教職員等」とする。）は、学外の組織・機関・個人（以下「組織等」とする。）と協力して行動することが必要になる。本基本方針は、早稲田大学が知的成果を社会に還元する活動を積極的に行うことを奨励するにあたって大学および教職員等が学外の組織等と協力する際に、大学および教職員等の利害と学外の組織等との利害が対立し、社会の不信を招くことのないように必要な考え方を定めたものである。

早稲田大学は、「学問の独立」「学問の活用」「模範国民の造就」という建学の理念のもとに、教育と研究を通じて社会への貢献に取り組んできた。また、教職員等は、法律を守るとともに、社会を支える良き市民として行動することに努めている。さらに、積極的に学外の組織等と協力し、知的成果を社会還元するための活動を進めている。ただし、その際に、大学の社会的使命や教職員等の個人的利害と、協力関係にある組織等の利害が対立することがある。仮に、教職員等が協力関係にある組織等から不明朗な金銭やその他の便宜を受け、その結果、大学の品位や教職員等への信頼が損なわれるとすれば慎まなければならない。ましてや、金銭や便宜供与の見返りとして大学の利益や社会の公序・良俗に反する行為を行えば、大学内外から厳しく非難されることにもなりかねない。

これらは、全体として「利益相反」と総称され、次の3つに大別できる。

1. 教職員等が個人的な利益の見返りに大学の利益や品位を損なう行為（個人としての利害の衝突）
2. 教職員等に大学が期待する活動を損なう行為（個人としての業務に支障）
3. 大学が社会的に期待されている使命や責務を損なう行為（組織としての利害の衝突と業務の支障）

「社会の不信」という漠然とした行為を対象とするのは、大学は研究活動を通じて新しい知識を生み出し、教育を通じて社会に伝えることによって社会の信頼を得てきたことと無縁ではない。ここで強調しなければならないことは、法律や大学の「職務発明規程」、「服務規程」、「兼業規程」等を遵守したものであっても、大学および教職員等の行為として社会から「不信の目」で見られることのないようにすることである。

そうした事態が生じれば、それに伴って様々なリスクが生じかねない。それだけに、法人としての大学、それを構成する教職員等の社会的責任も大きなものとなっている。社

会貢献、なかんずく産学官連携事業の実施にあたっては、このことを十分理解することが重要となる。

教職員等は、法律に従い、大学の諸規定を遵守することを通じて、利益相反行為の発生を事前に防止できることに留意してもらいたい。また、良き市民として良識ある行動をとり、大学と教職員等への信頼を高めることに努めてもらいたい。

本方針における対象者は、法人（機関）としての大学、役員および教職員、契約関係にある研究者等であり、原則として大学院生と学生を含まない。大学院生および学生に適用する場合は、学生の教育を受ける権利を最大限尊重して、特定の条件を満たした場合に限定される。

組織としての大学で問題となるのは、大学の品位をけがす行為や、教育と研究という社会的な使命に背く事柄である。教職員等の行為では、仮に私的な経済的な行為であっても、社会通念を逸脱した金銭の授受および便宜供与等が対象となる。従って、大学および教職員等が学外組織等と協力する場合、本学に期待される役割に影響を与えることのないような慎重な態度が望まれる。なんらかの理由で影響が出そうな場合は、大学の関係部局や大学が指名する利益相反アドバイザー等との事前の相談が望ましい。